



中部電力パワーグリッド



不適切事象の概要

2025年11月17日

中部電力パワーグリッド株式会社

01 事象概要

● 事象

- ・当社従業員が自宅の電気契約の廃止を装い、約9年間電気を不正使用していた事象

● 発生時期・発覚日

- ・発生時期：2016年5月～2025年10月
- ・発覚日：2025年10月28日

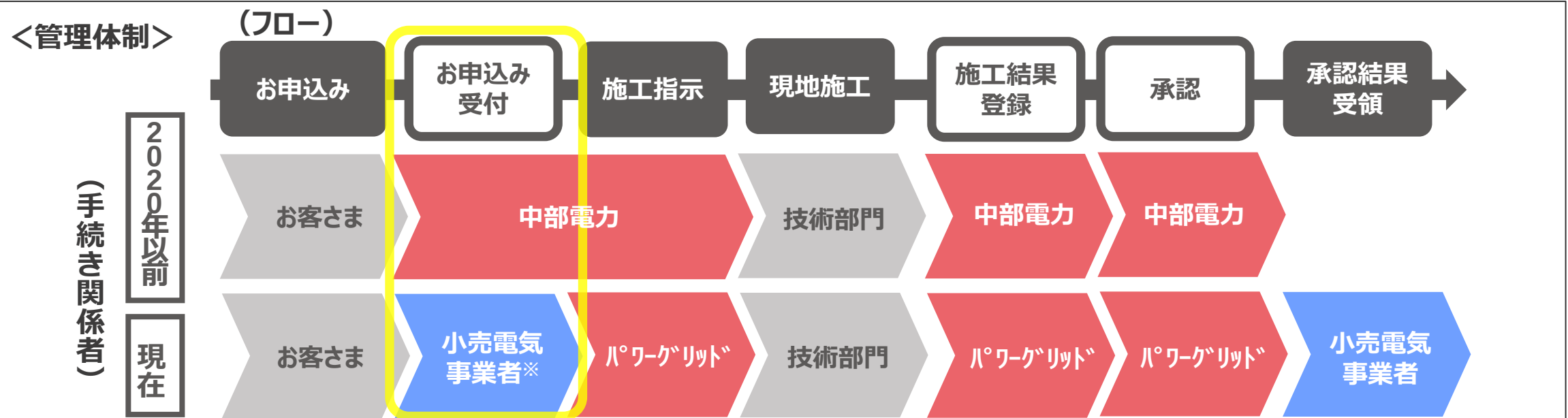
● 経緯

- ・2016年5月、当該従業員は、電気契約の管理システム（以下、「社内システム」）にて、自宅の電気契約を廃止する操作を不当に行い、契約を廃止した。
- ・電気契約廃止後も、契約および供給設備管理上、不正使用を検知する機会は複数回あったが、都度、当該従業員が不当に社内システム操作を行う等、事象発覚を免れていた。
- ・2025年10月、当社委託先が各戸を訪問のうえ実施する「電気設備の保安点検」において、点検対象住居の隣家（＝当該従業員宅）について、電気契約のない場所における電気使用の疑いがあるとして、当社委託先が当社へ通報したことを契機に本事象が発覚した。
- ・なお、本事象発覚後、同一事象の有無を調査し、他従業員による事象は確認されなかった。

02 当社における電気契約の管理体制

- 当社では、社内システムを用いて、お客さまの電気契約の管理を行っている。
- 2020年の分社以前においては、電気使用や廃止等のお申込みの「受付」から、施工結果の「登録」・「承認」までの手続きを中部電力（1社）で実施していた。
- 2020年以降、現在は、基本的には、「受付」は小売電気事業者が行い※、「登録」・「承認」を中部電力パワーグリッドで実施している（2社で手続きを実施している）。

※一般のお客さまからの電気使用や廃止等のお申込みの「受付」を一般送配電事業者である当社が実施することはないが、最終保障供給契約や再エネ買取契約等、一般送配電事業者にて受付する契約については、現在も当社にて受付している。



03-1 事実関係

年月	概要（下線は事象の原因としてポイントとなる事実）
2016年5月	・当該従業員は、自宅の温水機器取替に伴い、契約上、これまで適用されていた電気料金割引が適用外となることを契機として、<u>社内システムを操作し、自身の電気契約の廃止の「受付」を行った。</u> ・契約の廃止の「受付」を行った場合、通常、電気の供給を物理的に停止するための措置を行う※1ことから、社内システム上で技術部門に対して現地での施工指示が転送されるが、当該従業員は紙面発行による施工指示※2を選択し、当該紙面を技術部門へ回付しないことで、技術部門の従業員による現地出向を回避した。 ・「受付」後、契約を廃止するためには、施工結果の「登録」や、登録した従業員とは他の従業員による「承認」が必要であるが、当該従業員は、あたかも現地の施工が行われたかのように紙面に施工結果を記入し、他の従業員に「登録」を行わせ、<u>自身が「承認」することで契約を廃止した。</u> ・電気契約が<u>廃止された地点において、その後も電気の使用が発生している場合、通常は社内システム上でエラーを検知し、使用者の特定等の調査を実施するが、当該従業員は契約廃止の「受付」時点で、社内システムを不当に操作し、社内システムエラーの対象とならないようにした。</u> ※1：廃止登録を行った地点では、電気の使用がされないよう、電気の供給を物理的に停止する措置を行う。 ※2：社内システムの停止等、社内システム上で施工指示ができない場合を想定し、紙面による施工指示を可としている。

03-2 事実関係

年月	概要（下線は事象の原因としてポイントとなる事実）
2018年10月	・電気契約の廃止から一定期間経過した地点については、公衆保安の観点から現地の計器を取り外す措置を実施するところ、当該従業員は、架空の計器の取り外し施工を「受付」のうえ、契約の廃止時同様、紙面発行による施工指示を選択し、当該紙面を技術部門へ回付しないことで、技術部門の従業員による現地出向を回避した。 ・「受付」後、施工内容を確定するためには、契約の廃止時同様、施工結果の「登録」や、登録した従業員とは他の従業員による「承認」が必要であるが、当該従業員は、あたかも現地の施工が行われたかのように紙面に施工結果を記入し、他の従業員に「登録」を行わせ、自身が「承認」することで施工内容を確定した。
2023年6月	・電気契約の廃止から、さらに長期間経過した地点については、公衆保安の観点から当社電柱から家屋までの電線を取り外す措置の実施有無を検討するが、実態的には、現地で電気が継続使用されており設備は健全であったことから、技術部門による机上調査の結果、「電線の取り外し措置は不要」と判断され、現地調査および措置は実施されなかった。
2025年10月	・当社委託先が4年に1度、各戸を訪問のうえ実施する「電気設備の保安点検」において、点検対象住居の隣家（＝当該従業員宅）について、電気契約のない場所における電気使用の疑いがあるとして、当社委託先から当社へ通報があった。 ・通報のあった翌日、担当部署にて現地調査を実施し、通報のあった住居が当該従業員の自宅であることを確認したことから、当該従業員に聞き取りしたところ、一連の不正行為を認めた。

04 ポイントとなる事実

事実関係のうち、当該従業員による不正行為に繋がる、ポイントとなる事実は以下3点。

- ◆「登録」と「承認」の手続きにおいては、同一担当者による業務処理が不可能であった一方、「受付」と「承認」の手続きにおいては、同一担当者による業務処理が可能であった。
- ◆電気契約が廃止された場所において、電気使用が発生したが、当該従業員による不当な社内システムの操作によりエラー検知ができなかった。
- ◆当該従業員が自身の業務上の立場を悪用した。

05-1 原因および再発防止策

事実① 「登録」と「承認」の手続きにおいては、同一担当者による業務処理が不可能であった一方、「受付」と「承認」の手続きにおいては、同一担当者による業務処理が可能であった。

原因	再発防止策
不当な契約手続きが可能なシステム	・分社以降、「受付」は小売電気事業者、「登録」・「承認」は当社にて、それぞれ実施しているが、当社が「受付」すべき契約※が一部あることに起因し、小売電気事業者を経由しない「受付」登録自体は社内システム上可能であるため、当社が「受付」すべき契約※を除き、<u>当社による「受付」を社内システム上不可能とするよう社内システムの改修を行い、同一担当者による「受付」と「承認」の手続きを不可能とする。</u> ※最終保障供給契約や再エネ買取契約等、一般送配電事業者にて受付する契約。 ・社内システム改修までの間、<u>当社による不適切な「受付」履歴がないか</u>について、<u>本社が主体となって社内システムのアクセスログを定期的にチェック</u>する。

05-2 原因および再発防止策

事実② 電気契約が廃止された場所において、電気使用が発生したが、当該従業員による不当な社内システムの操作によりエラー検知ができなかった。

原因	再発防止策
エラー検知範囲の限定的な設定	・電気契約が <u>廃止された場所において、電気の使用が発生した場合</u> については、社内システム操作に関わらず、 <u>エラーを全数検知するよう、エラー検知範囲を拡大</u> する。

事実③ 当該従業員が自身の業務上の立場を悪用した。

原因	再発防止策
当該従業員のコンプライアンス意識の欠如	・ <u>本事象を題材とし</u> 、これまでのコンプライアンス意識を再徹底するための <u>職場ディスカッション</u> を部署単位で <u>継続的に実施</u> する。 ・新入社員・階層別研修でのコンプライアンス教育に、本事象と同様事象を <u>二度と起こさないための生きた教材</u> として <u>本事象を追加し、教育</u> する。